

欧州特許庁、本質的に生物学的な方法で生産された植物の発明に関する審査手続を中止

2013年10月7日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、10月2日、本質的に生物学的な方法で生産された植物の発明に関する実体審査手続を職権で中止する旨の9月10日付の決定を公表した。これは、拡大審判部に係属中の「ブロッコリ事件Ⅱ」（G2/12）及び「トマト事件Ⅱ」（G2/13）の影響を見極めるためのもので、両事件の審決がなされるまで続く予定。なお、サーチ手続にはこの中止の影響はない。

中止の対象となるのは、発明の主題事項が、G2/07（ブロッコリ事件Ⅰ）及びG1/08（トマト事件Ⅰ）の意味における植物の生産の本質的に生物学的な方法で得られた植物である案件の、審査部及び異議部での手続。その他の植物の発明に関しては、この中止の影響はない。

手続が中止される場合には、当事者に対して通知がなされると同時に、応答期間の設定が取り消される。その後、拡大審判部が審決を下した後に、手続の再開について通知が發送される。

「植物または動物の生産の本質的に生物学的な方法」は、欧州特許条約（EPC）第53条(b)において特許の対象から除外されている。これを踏まえ、「ブロッコリ事件Ⅰ」及び「トマト事件Ⅰ」については、技術審判部から付託された質問について、交配と選別による植物の生産方法は、植物の全体の遺伝子の交配やそれに続く植物の選別の段階の実施を可能にしたり補助したりするのに役立つ技術的な段階を単に包含するというだけでは、植物の生産の本質的に生物学的な方法であって、特許の対象から除外されるとの審決（G2/07及びG1/08）が、2010年12月に拡大審判部から下されていた。これに対し、特許権者は、クレームを植物の生産の本質的に生物学的な方法で得られた物の形式（いわゆるプロダクト・バイ・プロセス・クレーム）に補正する意向を示したことから、技術審判部から拡大審判部に質問が付託されている。

<参考>

#### EPC 第53条 特許性の例外

欧州特許は、次のものについては、付与されない。

- (a) その商業的利用が公の秩序または善良の風俗に反する虞のある発明。ただし、その利用が、一部または全部の締約国において法律または規則によって禁止されているという理由のみで公の秩序または善良の風俗に反しているとはみなされない。
- (b) 植物及び動物の品種または植物または動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、この規定は、微生物学的方法または微生物学的方法による生産物については、適用しない。

(c) 手術または治療による人体または動物の体の処置方法及び人体または動物の体の診断方法。この規定は、これらの方法の何れかで使用するための生産物、特に物質または組成物には適用しない。

— EPO ウェブサイトにおける当該中止に関する情報は、以下参照 —

[Notice from the European Patent Office dated 10 September 2013 concerning the staying of proceedings due to referrals G2/12 and G2/13](#)

— ブロッコリ事件 II (G2/07) およびトマト事件 II (G1/08) に関する欧州知的財産権ニュースは、以下参照 —

[EPO 拡大審判部, 「ブロッコリ事件」に関する付託質問について意見募集を開始 \(2013 年 8 月 8 日\) \(PDF\)](#)

[EPO 技術審判部, 「ブロッコリ事件」において再度, 拡大審判部へ質問を付託 \(2013 年 7 月 11 日\) \(PDF\)](#)

— ブロッコリ事件 I (G2/07) およびトマト事件 I (G1/08) に関する EPO 拡大審判部の審決についての欧州知的財産権ニュースは、以下参照 —

[EPO 拡大審判部, 交配を含む植物の生産方法に対して特許性を認めない審決 \(2010 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)

(以上)